

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		許可事業者等に対する措置命令
根拠条例・規則名		さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
条 項		第 24 条第 1 項及び第 2 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 (電話: 048-829-1609 )
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>未設定</p> <p>命令の内容について、個々の事案ごとに異なるため、判断基準を定めることが困難である。</p> <p>また、基準を定めたとしても、これを公にすることにより、許可事業者等が基準の許される極限まで行為を継続させ、かえって違法行為を助長させるおそれがあるため。</p>
	設定等年月日	
備 考		